



国際会計基準審議会（IASB） 副議長Ian Mackintosh氏に訊く —IASBの開示に関する取組み—

IASB副議長 Ian Mackintosh

IASBテクニカル・プリンシパル Kristy Robinson

IASB客員研究員 倉持 亘一郎
くらもち こういちろう

日本公認会計士協会常務理事 岸上 恵子
きしがみ けいこ

日本公認会計士協会理事 布施 伸章
ふせ のぶあき



左から、岸上恵子氏、Kristy Robinson氏、
Ian Mackintosh氏、布施伸章氏、倉持亘一郎氏

本誌では、日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子氏、同理事の布施伸章氏がロンドンの国際会計基準審議会（IASB）オフィスを訪問したのを機に、「IASBの開示に関する取組み」をテーマとして、IASB副議長であるIan Mackintosh氏、IASBのテクニカル・プリンシパルであり、開示に関する取組みのプロジェクト・リーダーであるKristy Robinson氏、IASBの客員研究員である倉持亘一郎氏にお集まりいただき、インタビューを実施した。

インタビューでは、IASBの開示に関する取組みの概要、適用及び調査研究プロジェクトの具体的な内容、さらには、純損益とその他の包括利益（OCI）の暫定合意などについてお話をうかがった。IASBの開示に関する取組みの今後の動向を把握するためにも、是非、ご一読いただきたい。

（機関誌編集委員会）

I IASBの開示に関する 取組みの背景

1. IASBの開示に関する取組みの 開始

倉持 国際会計基準審議会 (IASB) は、2011年のアジェンダ協議を経て開示に関する取組みを開始したと理解していますが、このプロジェクトの背景についてお話をいただけますか。

Mackintosh 開示の複雑性が増していることや、財務報告書の分量が多くなりすぎていることについて、世界中でさまざまな議論が起り、既に、この問題を検討するプロジェクトを開始している団体もありました。その中には、不必要な開示項目を識別したり、開示に関する原則を検討するプロジェクトもありました。また、IASBのアジェンダ協議においても、IASBがこの論点を取り上げることを求める意見が多く寄せられました。このため、2013年1月にIASBは、投資家、作成者、監査人、規制当局、基準設定主体など、あらゆる関係者を集めた会議をロンドンで開催しました。その後、この会議で得られた意見をフィードバック文書として公表しⁱ、この論点にどのように取り組むかに関して、Hans Hoogervorst議長が「10ポイント・プラン」を発表しましたⁱⁱ。このように、開示に関する取組みの背景には、世界中のさまざまな関係者の強い関心と問題意識がありました。

岸上 その中で、一番強く主張した関係者はどちらでしょうか。

Robinson 米国財務会計基準審議会 (FASB)ⁱⁱⁱ、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)^{iv}、スコットランド勅許会計士協会、ニュージーラ

ンド勅許会計士協会^vが公表した文書にはいずれも強い意見が記載されていたと思います。これらの組織は国内関係者のメッセージを代弁していたものだと思います。

Mackintosh 開示の分量を少なくしてほしいとの意見は、主に、作成者と個人投資家から寄せられていたと思います。機関投資家の中には、開示の削減に対して賛成・反対両方の意見があると思います。

Robinson 単に開示の分量を削減するだけではなく、有用でない開示を識別して、それを削減すべきとの意見もあります。また、開示を追加すべき項目に関する意見も寄せられており、これらについてもプロジェクトの中で取り組んでいます。

Mackintosh 私たちのプロジェクトの目的は、単に財務報告書の分量を少なくすることではありません。財務報告書に目的適合性のある情報や重要性のある情報は含め、目的適合性のない情報や重要性のない情報は削減することを目的としています。

岸上 本当に重要な事項の開示に焦点を絞るといことですね。

Mackintosh そのとおりです。そして、何が重要なのかは企業が決めることです。重要なのは、企業がその年度にどのような事業活動を行ったのか、事業がどのような状況になっているのかについて有用な情報を提供することです。これには、例えば、注記の順番も関係します。企業が情報を明確に伝えるために、注記の順番を自由に決めることができるようにするのか、それとも、注記項目に明確な順番を決めて、すべての企業が画一的に同じ順番で注記をすべきなのか。この場合、比較可能性 (すべての企業が画一的に同じ順番で注

記すれば比較可能性が高まります) と目的適合性 (重要な取引に関する注記を先に開示する、ある取引に関連する注記項目を一括して開示する、重要な取引の起こった順序を踏まえた記載の順序とする等により、ストーリーをより効果的に伝えられる可能性もあります) の対立が生じますが、この2つのバランスを取ることが重要なのです。

2. 日本における開示の状況

岸上 日本の状況をご説明したいと思います。現在、日本基準では規則により開示項目が定められており、ひな形も出回っています。企業はそのひな形に則って開示を行うのが通常です。現在、日本では、私が知る限り、作成者は定められた項目以外の開示を行うことにはそれほど積極的ではありません。

倉持 おっしゃるとおりですね。日本の状況は少し異なり、開示すべき項目が明確に定められており、要求されている以上の項目が開示されることは稀だと思います。このため、開示の削減に関して国際的にさまざまな議論が行われていた際も、日本では、特段大きな議論にはなりません。IASBがIFRSに基づく財務報告書の開示量を減らそうとしているというメッセージだけが伝わると、日本の利用者は、このプロジェクトによって財務報告書で提供される情報量が単に減ると受けとめるかもしれません。しかし、先ほどMackintoshさんがおっしゃったように、単なる開示の削減ではなく、不必要な開示を削減しつつ、注記で記載される内容の目的適合性や質も向上させることが目的であるということであれば、IFRSで作成される財務報告書の注記情報は、今以上に投資家

のニーズに合致した情報を提供する可能性もあるということかと思いません。

Robinson それは、コミュニケーションの問題でもあります。同じ情報であっても、より分かりやすく、明確に伝えることが重要です。これもIASBが関係者を集めて行った会議等からみえてきたことの1つです。内容だけでなく、それを伝える方法も重要であり、それによって内容をまったく変えることができなくても大きな効果を得ることができます。

布施 私も、コミュニケーションを踏まえた上で開示の充実と削減のバランスを図ることはとても重要だと思います。また、各国における現在の開示レベルをどのようにみるかということも、議論の出発点として大切だと思います。

私個人は、IFRSに従った開示と比べると、日本では、限定的な開示に止まっている項目が多いと感じています。特に、見積りの不確実性に関する事項や判断に関する事項の開示はより一層の充実が必要と感じています。日本では、収益認識は実現主義によるとの定めはありますが、包括的・具体的なルールがありません。このような場合、各企業が収益認識について行った重要な判断を開示するという方法も考えられますが、実務上、特定の場合を除き、そのような開示例はほとんどありません。したがって、このような開示項目については、日本では、開示の水準・質を高める必要があるのです。IASBの開示プロジェクトは、開示を削減するだけでなく、目的適合性を高めるというメッセージを伝えることも重要だと思います。

Mackintosh もし、開示しなけ



IASB副議長 Ian Mackintosh氏

ればならない項目の一覧が画一的に与えられるだけなのであれば、私も日本の作成者と同じように、1つひとつの質問に答えるだけで終わらせてしまおうとするでしょう。しかし、私たちは個々の作成者に、何を開示すべきかをずっと考えていただきたいと思っています。

会社の状況を利用者により深く理解していただくために、ある情報に目的適合性があるのか、重要性があるのかといった点を作成者の方々に考えていただきたいのです。我々が目指しているのは、画一的なリストだけに基づく開示を求めるアプローチとは大きく異なるものです。

Robinson 個別の要求事項では求められていない開示が本当に行われるのかどうかを試されると思います。重要な事項に関して、当該事項の開示が個別の要求事項で求められていない場合であっても、利用者のために開示する必要があるかどうかの判断を企業に求めるというアプローチなのですが、現行実務では、このような観点から重要性を考慮しているケースはあまりないと思います。「開示要求事項の一覧があり、それに基づき開示する」というアプローチと対極の考え方をもっと基準に取

り入れるべきだと思っており、IAS第1号の修正案^{vi}においても、重要性を追加開示の考慮事項とするという、一般的な重要性の適用とは逆側の側面を含めようとしています。開示で達成すべき目的が明確であれば、どの情報に目的適合性があるか明確になるはずであり、要求事項があろうとなかろうと、その情報を開示に含めるというものです。これが、開示プロジェクトの開示の充実の側面です。

Mackintosh もう1点付け加えたいのは、財務報告の問題を欧州と日本の文化や制度、歴史的背景の違いによるものと片付けてはいただきたくないという点です。欧州内でもドイツやフランスは、英国よりも日本に近い背景を持っていると思います。欧州は、欧州連合（EU）の枠組みを構築する中で、文化や制度、歴史的背景が大きく異なる国々を1つにまとめてきました。その過程で、同じような問題に対処しつつ今の方向に進んできました。

岸上 日本だけが特別なのではないということですね。

3. 重要性

Robinson 重要性に関する作業を行う過程で、私たちは、各国の基準設定主体に質問票を送付しました。日本からも、重要性がどのように適用されているかに関して回答をいただけることになっています。各国からはそれぞれ異なる反応が返ってくると思います。さまざまな国の反応をまとめ、考え方や行動の違いを浮き彫りにすることはとても有用だと思います。私たちがいる1つの概念だと思っていることが、さまざまな国・地域でどのように適用されているかを知ることで、それを基に、重

要性をどのように伝えればよいかについて決定できると思います。

岸上 重要かどうかは誰が判断するのでしょうか。最初の判断は、作成者だと思うのですが。

Mackintosh まずは作成者だと思います。その上で、ある事項が重要な情報を含んでいるか否かは、監査人も考える必要があります。3番目は規制当局です。

倉持 明確な順序があるということですね。まず作成者、次に監査人、そして次に規制当局、というように。

Mackintosh そうですね。逆であってはならないのです。

世界の中では、監査人が開示を追加しているケースが数多くあります。「念のため」記載を求めるのです。重要かどうか分からないから、開示を求めるのです。IASBは、より適切な判断が行われるようにできればと考えています。

Robinson 重要性に関する判断が難しい場合、どこかの時点ですべての当事者が話し合うことが必要になると思います。最終的によりよい判断に至ることができるように、議論の改善が必要だと思います。



IASBテクニカル・プリンシパル

Kristy Robinson氏

岸上 私も同じように議論が大

事だと感じています。その前提として、閾値が想定される場合、作成者にとっての閾値は、監査人にとっての重要性の閾値よりも低くてしかるべきではないでしょうか。

倉持 そうですね。情報の非対称性の緩和という財務報告の役割を考えれば、作成者は閾値を低く設定してリスクのある項目を利用者に積極的に開示すべきなのかもしれませんが、実際にはそういった方向にインセンティブが働かず、場合によっては、リスクのある項目について、最小限のボイラープレートの開示で済ませたいと考えることもあるかもしれません。

岸上 作成者は、リスクのある項目には、もっと多くの開示を行う決定を下さなければならない場合がありますが、ともすると反対になりがちともとれるかと思います。この理解で正しいですか。

Robinson 最終的には作成者と監査人は同じ重要性の判断をすべきだと思います。何をもちょう重要と考えるかの判断は、最終的には、利用者がどのような情報を知りたいと思っているのかを自分自身がどう考えるかという問題なのです。同じ概念です。作成者と監査人は最終的に何が重要で、何が重要でないかに同意しなければなりません。それぞれの仕事の観点は異なるかもしれませんが、何が重要かについてどのように合意するか、また、作成者は重要でないことについて、監査人に示したり、重要でないことについての適切な証拠を示すかといったことは、すべてその議論の一部なのです。

4. 利用者のニーズ

岸上 公開草案IAS第1号の修正案では、利用者のニーズに言及さ

れていますⁱⁱ。利用者のニーズは誰がどのように決定することを想定しているのでしょうか。作成者でしょうか。私たち監査人は、利用者の特定のニーズを一義的には知ることはできませんので。

Mackintosh とても興味深い点ですね。何に目的適合性があり、何に重要性があり、どのような情報を伝えたいかを考えるのは作成者ですが、監査人は、何か抜けているものがないか、この項目は含めるべきではないかといった事項を指摘して議論するのだと思います。

Robinson 作成者は、利用者が誰であるかをきちんと把握していることが前提ですが、作成者は、自分が利用者だったらどの情報が必要だと思うかといったことを考える必要があると思います。作成者と利用者、また、投資家との間できちんとした対話が行われていれば、その判断を行う上で有用であると思いますし、その議論に最終的に役立つフィードバックが得られると思います。IASBだけが重要性に関する議論を手助けできるわけではないことが分かると思います。作成者は、自身の財務諸表に対する利用者のニーズをより深く理解しており、その知識を重要性に係る決定を行う際に利用できるのです。

布施 重要性については、作成者、監査人、規制当局の間で何らかのコンセンサスを得るという方法もあるのかもしれません。そのようなコンセンサスがなければ、作成者は、財務諸表に何を含めて何を含まないかを判断することが難しくなり、最終的に、監査人や規制当局に指摘されるという理由で含めた方が無難であるとの判断になり、開示の削減は

進まないのではないかという意見もあります。日本では、作成者と監査人の間に重要性に関して定量的な目安があるものもあります。

岸上 日本基準の細則に書かれていますので。

倉持 多様な利害関係者の意見を踏まえて会計基準設定を行うデュープロセスを前提とすれば、会計基準に記載された数値基準（例えば、日本基準における少額リース資産に係る300万円基準）は、基準設定の過程で多様な利害関係者が重要性に関してコンセンサスを形成し、細則がそれを示しているともいえると思います。しかし、IFRSでは、基準にそのようなことは定められていません。IFRSにおいて、作成者、監査人、規制当局の間で重要性に関するコンセンサスをどのように得ることができるかとお考えですか。

Mackintosh 私は、何から何までコンセンサスに基づく決定が行われるべきであるとは思いません。主導すべきは作成者であり、これが私たちのメッセージです。財務報告書を作成するのは作成者であり、事業についての情報を伝えるのは作成者であり、その企業の財務報告書において何が重要で何が重要でないかを理解しているのも作成者なのです。そして、作成者は監査人に説明し、理解させなければなりません。このような議論や、ちょっとした対立は通常のことです。財務報告書におけるさまざまな決定には必ずこの対立があります。そして最後に規制当局が関わってきます。作成者、監査人、規制当局の全当事者が財務報告書を作成する前からコンセンサスを有しているというのは最善の方法ではないと思います。

作成者は利用者が何を求めているのか、知る立場にあると思います。過年度に作成者が利用者と業績について話し合った際に、開示が不十分だった点に対して、「どうしてこれを開示していなかったのですか」といった指摘を利用者から受けていることと思います。

岸上 なるほど。しかし、利用者の声が小さかったり、考え方が利用者の中で大きく異なっているような状況では、作成者はどのように判断を下せばよいのでしょうか。比較可能性と企業独自の情報伝達のバランスということでしょうか。

Mackintosh 利用者の関与を促すという課題は、世界中で同じようにあります。作成者は利用者のために財務報告書を作成しているのです。企業は基本的に、株価をある程度高く保つように努力します。そのためには利用者との対話することが重要です。利用者は、企業の業績が良かったのか悪かったのか、財務状態が健全であるのかといった事項を評価します。利用者が何を求めているのかを察することによって時間を割くことになったとしても、何らかの対話が必要になります。いずれにせよ、利用者にとって何が目的適恰かに焦点が絞られます。しかし、岸上さんの分析で示された最も重要な点の1つに、比較可能性と企業独自の情報伝達の対立があると思います。比較可能性の高い情報は利用者の財務分析を容易にするため、利用者に好まれます。そのため、細則の一覧のようなものを設けることも、利用者の声に応える1つの方法であると思います。しかし一方で、その細則から生じた情報はどの程度有用な情報

なのかという問題があります。もし開示される情報の有用性が乏しいのであれば、結局、利用者の役には立たないのです。

岸上 企業固有の開示を行っていかねばならないという意味ですね。

Mackintosh 企業は、自社の事業に焦点を絞った開示を行うべきです。どのように事業を運営しており、企業にとって何が重要であり、事業にとって重要なベンチマークは何か。しかし、そのような開示を多く行えば、比較可能性がいくらか損なわれてしまいます。企業は他業種の企業とは異なった方法又は異なった優先順位で報告を行いますので。

Robinson 利用者の中でも、比較可能性と企業独自の情報伝達については見解が分かれるところだと思います。注記の順番に係るIAS第1号の修正案¹¹に関して利用者と話した際も見解が分かれていました。比較可能性のために注記の順番を決めた方がよいとする利用者もいました。

Mackintosh 例えば、ある投資家にとって注記21（特定の注記番号の開示項目）が重要なのであれば、彼らは注記21だけを常に見ていければいいのです。

Robinson 他方、順番を変えることによって得られる情報の目的適恰性の向上や理解可能性の向上を評価した利用者もいました。このように1つの答えというのはありません。

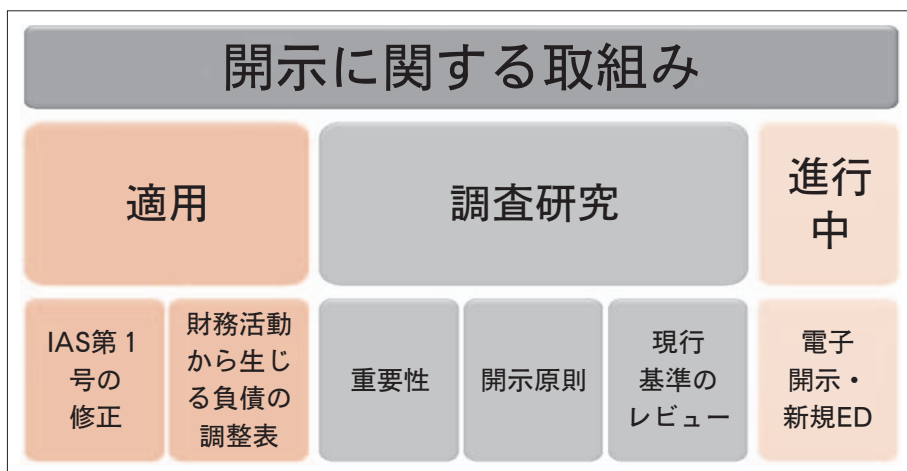
Mackintosh そのとおりです。この問題に簡単な答えはありません。

II IASBの開示に関する取組みの概要

1. 開示に関する取組みの範囲

倉持 次に、開示に関する取組

【図1】IASBの開示に関する取組みの鳥瞰図



みの概要をご説明願います。

Robinson ご覧のとおり（上記図1参照）、開示に関する取組みは、1つのプロジェクトではありません。いくつかのプロジェクトの総称で、開示の問題を1つの解決策で片付けることができないことがお分かりになると思います。開示に関する取組みは3つに区分できます。適用の段階（公開草案の公表）に移行しつつあるプロジェクトと、より長期的な調査研究として行われているものです。また、継続的に行われる活動もあります。

適用に関して、IASBはIAS第1号を明瞭化するための修正に関する公開草案「開示に関する取組み」IAS第1号の修正案を公表しました。これは、この取組みの最初の成果です。この修正はIFRSを大きく変えるものではありませんが、IFRSが必要以上に文言どおりに解釈されてしまっている項目を取り上げました。私たちは、この修正で取り上げている一部の概念について、人々が考え始めるきっかけを与えることができたと考えています。

ほかにも財務活動から生じる負債の調整表に係る修正も検討しています。これは、企業の債務に関してさ

らなる情報が必要であるという、利用者からの継続的な要請に対応するものです。

調査研究として行われているものは3つあり、1つ目は重要性に関する取組みです。これについては、2014年9月のIASB会議に会議資料を提示する予定です。その後どのように進めるかは、調査研究の結果によって決まることになると思います。

2つ目として、開示原則のプロジェクトがあります。これは、開示に関する取組みの根幹を成すプロジェクトだと考えています。このプロジェクトは、概念フレームワーク・プロジェクトで、現在検討中のハイレベルな原則のうち、開示に関連するものに基づき、IASBの開示に関する基準設定や作成者の開示の判断に指針を与える開示の原則を策定することを目指しています。具体的には、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正という形で行うこととなります。IASBでの協議を2014年末まで行い、2015年半ばにディスカッション・ペーパーを公表することを目指しています。

3つ目として、現行基準における

開示に係る要求事項のレビューを実施しています。IFRSで用いられている表現や開示に関する要求事項が整合しているか、重複がないか、レビューを実施したいと思います。

また、これらの適用、調査研究に加えて、電子開示（XBRLタクソノミ）に関連する作業も進めています。電子開示は開示原則を検討する際にとっても役立っています。ここでは、紙とデジタルの両方で伝えられる開示の検討を行っています。

2. 概念フレームワーク・プロジェクトとの相互関係

倉持 開示原則のお話がありましたが、概念フレームワーク・プロジェクトと開示に関する取組みとの相互関係について教えていただけますか。

Mackintosh この開示に関する取組みは、概念フレームワークの一環として始まったものです。概念フレームワークのディスカッション・ペーパー（2013年7月公表）では、第7章が表示と開示の問題を扱っていました。表示と開示はまだ概念フレームワークの一環ですし、2つのチームは非常に緊密に連携を図っています。開示に関しては取り組むべき課題が多く、チームを2つに分ける必要がありました。

III 適用プロジェクト

1. Non-GAAP測定値の意味と小計の表示

倉持 公開草案「開示に関する取組み」IAS第1号の修正案ではnon-GAAP測定値¹⁵に言及されています。まずは、non-GAAP測定値をどのような意味で使っているのかご説明いただけますか。一言で

non-GAAP測定値といっても、人によって定義が異なる場合がありますので。

岸上 例えば、公開草案IAS第1号で提案されている小計はnon-GAAP測定値なのでしょうか、それともGAAP測定値とお考えでしょうか。

Mackintosh 財務情報はさまざまな方法で表示することができます。小計も1つの方法ですし、他の項目を注記に記載するというのも1つの方法です。最近では、企業が決算報告やプレスリリース、事業の説明において、純損益以上にEBITDA等を強調しているかもしれません。私がオーストラリアの規制当局で働いていた時、企業が損益計算書でどのような表示をしているのかを見ました。個人的な見解ですが、EBITDAのような項目を追加で表示することは認められますが、純損益も強調する必要があり、純損益に何を加算し、何を除外したのか開示がなされるべきだと考えていました。これは私の個人的見解ですが、純損益が明示され、純利益と追加項目の調整表が示され、企業がそれによってよりよい情報がもたらされると考えるのであれば、それで構わないと思います。

Robinson 私たちは開示原則に関するプロジェクトの一環で小計についても検討しています。IFRSの中で、小計や合計が定められていることは稀ですが、目的適合的な情報を提供すると考えるのであれば、それを賃借対照表や損益計算書上で追加することを要求しています。IFRSは小計の利用を禁止していません。各国GAAPからIFRSに移行した際に、多くの場合、各国GAAPで

使用されていた小計を引き続き容認するほど、IFRSは柔軟です。

Mackintosh 多くの場合、従前のGAAPと同じ表示を行うことができると思います。

岸上 日本には、売上総利益（損失）、営業利益（損失）、経常利益（損失）、そして、特別利益（損失）があります。

倉持 特別利益（損失）は異常項目の場合がありますね。

Mackintosh 異常項目が乱用されていたことから、IFRSでは異常項目の使用は認められなくなりました^x。

損益計算書に異常項目を設ければ、何か悪い項目があれば、全部そこに計上してしまえることができます。企業は異常項目の上に利益を表示していましたが、ある項目を異常項目として計上する企業とそうでない企業があると利益の比較可能性が確保できません。「異常」が何を意味するかを定義しなければならず、IASBはそれを試みましたが、難しく、うまくはいきませんでした。

布施 「小計」についてですが、IFRSに従った認識及び測定をベースにした数値で、IFRSに基づいた科目間の組替えにより算出するとい

う理解で正しいでしょうか。

Mackintosh はい、そのとおりです^{xi}。IFRSに従った認識及び測定を行った上で、調整表で加減項目を示せば、最終的に純損益にどのようなつながったかが明確に分かります。純損益に何を除外して、何を加算したら小計となるのかが明確でなければなりません。

Robinson 公開草案IAS第1号の修正案に小計に関する記述がありますが、これは小計を含めてはならないという提案ではありません。IAS第1号は、目的適合的な情報を提供するものであれば、小計を含めるべきであると明確に述べています^{xii}。公開草案に記載された提案は、これらの小計が誤解を生む可能性があるとの懸念に対応するためのものです。すなわち、小計はIFRSに従って認識・測定したものでなければならぬ、首尾一貫したものでなければならぬ、その小計に何が含まれているか明示しなければならない、IFRSで定めている小計・合計よりも目立つ形で示してはならないというように、IAS第1号の修正を提案しています^{xiii}。

倉持 公開草案IAS第1号BC15項において、「IASBは、non-GAAP測定値の増殖を促進するものとみられる可能性のある修正を提案することは望んでいない」と述べられています。non-GAAP測定値と呼ぶか呼ばないかはさておき、先ほど、小計の表示が有用な情報を提供するのであれば、企業はそれらの小計を表示することは否定されないとお話がありましたが、BC15項に記載されているnon-GAAP測定値はどのようなものを想定されていらっしゃるのでしょうか。



日本公認会計士協会理事 布施伸章氏

Robinson Non-GAAP測定値をどのように考えるかについては、さまざまな考え方があります。IFRSに従っているのであれば、それはGAAP測定値であり、IFRSの認識要件や測定要件に従っていない測定値がnon-GAAP測定値であると考えすることもできます。これはあくまでも私の個人的見解です。

倉持 そういった意味では、小計はnon-GAAP測定値というよりも追加的なGAAP測定値といったところでしょうか。

Robinson そうですね。追加的といえるかもしれません。

Mackintosh とても微妙なバランスがあると思います。IASBは、あらゆる新しい測定値が生み出されることを奨励したいとは考えていません。しかし、それが目的適的な情報であるのであれば、表示すべきであるといっています。そして、ここでも問題は——ほとんどの場合でこれが問題になるのですが——比較可能性です。日本のように、すべての企業に対して、総利益、営業利益、呼び名はどうであれ、他の項目を表示するよう求めたとすれば、比較可能性は高まるかもしれません。「かもしれません」といったのは、各小計に何を含めるかの決定は企業によって異なるかもしれないからです。その場合、比較可能にみえる同じ小計でも、その小計に係る情報が異なっており、実際には比較可能ではない可能性があります。

岸上 検討中ということですね。

Robinson はい。開示原則に関するプロジェクトの一部として取り組んでいます。確か2014年10月に、財務諸表に含まれるIFRS以外に基づく情報に関するペーパーをIASB

に提示する予定になっていたと思います。

2. 営業利益などの業績指標の表示

倉持 営業利益のような業績指標を明確に定義し、その開示をすべての企業に対して要求することで、損益計算書の情報の有用性・比較可能性が高まるという考え方もありますが、公開草案IAS第1号はそれとは異なる方向性を示しました。営業利益のような標準化した業績指標を設けるべきという関係者の見解に対して、何かご意見はありますか。



IASB客員研究員 倉持亘一郎氏

Mackintosh 議論されているわけではないので、あくまでも個人的見解ですが、営業利益のような業績指標を定義することは、特に、国際的文脈において困難であると思います。IASBは、2014年6月の暫定的決定において、包括利益の中の重要な数字は純損益であるとししました。IASBは、さらに多くの業績指標を設定することに対しては消極的では

ないかと思います。今後、検討する可能性を否定するわけではありませんし、業績指標の開示を禁止するわけではありません。他方、IASBが業績指標を標準化することを望んでもいないのではないかと思います。

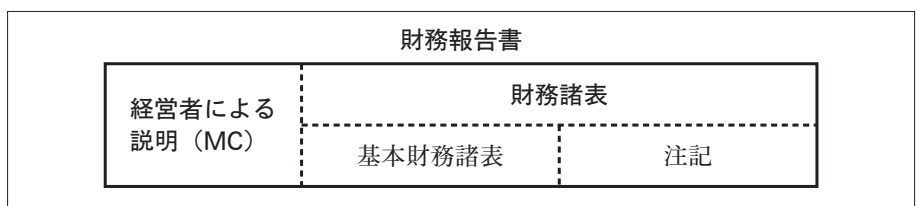
Robinson 損益計算書上の詳細な表示科目を検討することは、開示に関する取組みの目的ではありません。それは本プロジェクトの範囲には含まれません。Non-GAAP測定値とは何か、一般原則として代替的業績指標[※]の表示が容認されるのは本体なのか注記なのかといった高いレベルでの議論は行う可能性はありますが、損益計算書本体の表示科目に関して詳細に検討することは予定していません。

IV 調査研究プロジェクト

1. 財務諸表とそれ以外の情報との境界線・基本財務諸表と注記の関係

倉持 次に、どのような項目をMD&Aのような経営者による説明に記載し、どのような項目を財務諸表（及び注記）に記載すべきかといった、経営者による説明と財務諸表の境界線の問題も、開示原則に関するプロジェクトの中で取り上げるのか、あるいは、むしろ、財務諸表と注記の関係により重点を置いているのかどうか、お聞きしたいと思います。後者に重点を置いて検討されていると思いますが、経営者による説明と

【図2】経営者による説明と財務諸表の境界線



ディスカッション・ペーパー「経営者による説明」図1.1[※]に基づき作成

財務諸表の境界線（前頁図2参照）との関係についてもご説明いただけますか。

Robinson 概念フレームワークでは、財務諸表が何であるかを取り扱っています。これによって財務諸表と経営者による説明の境界がある程度明らかになるのではないかと思います。この全般的な原則に基づいて、開示原則に関するプロジェクトの中で財務諸表の本体に計上する項目と、財務諸表の注記に表示する項目について詳細な検討を行うことになると思います。財務諸表注記の目的を明らかにすることにより、重要性の判断、作成者が何を注記すべきかの判断に資すると考えています。

Mackintosh 概念フレームワークでの検討後、各基準レベルでさらに詳細な決定を行うこととなります。すべては集約と分解に関係しています。1組の財務諸表は、要するに集約された数値です。どこまで集約するか、何と何を一緒にするか、何を別にするかという問題です。本体にあまり詳しく表示することは好ましくありません。注記は、その中間の目的を果たすものであると考えています。例えば、金融負債に6つの科目を表示すると分かりにくいいため、1つの表示科目にまとめ、その内訳を注記で開示するのです。分かりやすく表示するために財務諸表の本体を必要以上に複雑にせず、財務諸表の注記で必要な情報を開示するので

Robinson 企業がこの決定を行う上で有用となるような原則を、開示原則に関するプロジェクトで検討しています。

Mackintosh 基準設定を行っていく際に有用な原則でもあります。

Robinson はい。先ほど概念フレームワークから原則を定めるといってお話をしましたが、私たちは、これらの開示原則の一部は、作成者が開示内容を決定するのと同じようにIASBが基準設定において何を開示すべきで、何を開示すべきでないかを決定する際に適用できると考えています。そのため、概念フレームワークではなく、基準書レベルで定めることが適切であると思います。

倉持 例えば、新しい収益認識基準では、収益の分解が要求されています¹⁰が、どのような場合にそれを損益計算書の本体で表示するのか、注記で開示するのかは明確ではありません。分解表示を本体・注記のいずれで表示・開示するのかに関して、何らかの原則を定める必要があるといえるのかもしれませんが。

Mackintosh IFRSを含めたあらゆる会計基準に共通することですが、基準の開発、及び、本体に表示する項目と注記で開示する項目の決定が、開示に関する原則がない中で行われてきており、この点は批判されてしかりだと思えます。基準設定主体の頭の中には何らかの開示に関する原則があったのかもしれませんが、それが明文化されることはありませんでした。今回の検討の中で、そうした原則を定め、何をどこで表示するかに関して、より首尾一貫した決定が行えるようになればと考えています。

Robinson 日本のように、事実上、財務諸表の表示形式が明確に定められている国では状況が異なるかもしれませんが、IFRSでは多くの場合、財務諸表本体と注記のどちらで表示するかは、企業による判断が行われます。それは、財務諸表本体

は、企業、また、その業績や財政状態を反映する最も重要なものであるためです。そのため、IASBの開示原則は、企業自身はその状況に即した表示を行えるよう、柔軟性の高いものでなければならないと思います。

Mackintosh IASBは、経営者による説明に関し、拘束力のない実務記述書を公表しています¹¹。公表時、私はIASBの理事ではありませんでしたが、その規範性についてはIASBでかなりの議論が行われたと聞いています。拘束力のある基準とすべきとした理事もいれば、基準化は必要ないと考えた理事もいました。この実務記述書は、その妥協案です。概念フレームワークの大半は、財務諸表に重点を置いています。私たちの仕事は、経営者による説明ではなく、財務諸表に対するものであると考えています。

2. 報告企業の規模に応じた開示

倉持 日本の証券市場には、大規模企業だけでなく、小規模企業も上場しており、IFRSに移行した場合、シンプルなビジネスを営む小規模企業に対しても大規模企業と同じ程度に多くの開示が要求されるのではないかと懸念が一部にあります。IFRSで求められる開示は個々の企業の状況に応じた柔軟なものかと思えます。企業の規模が大きく複雑である場合は多くの開示を要求されるかもしれませんが、企業の規模が小さくビジネス・モデルも単純な場合、IFRSを適用しても、開示は企業の実態に即した比較的簡素なものになるとお考えでしょうか。

Mackintosh 企業の規模ごとの会計基準の適用と開示は、これまで国・地域レベルで決定されてきました。例えば、オーストラリアの場合、

すべての企業にIFRSの適用が義務付けられています。

倉持 オーストラリアでは、非上場企業に対してもIFRSの適用を要求していますね。

Mackintosh ただし、非上場小企業に関しては、一部の開示要求が変更されています。フランスやドイツは、上場企業の連結財務諸表に対してIFRSを要求することを決定しました。これは、EU規制により要求されているからです。そして、それ以外の企業に関しては、フランス・ドイツ基準を適用しています。英国は、上場企業の連結財務諸表に対してIFRSを要求していますが、上場企業の単体財務諸表や非上場企業の財務諸表に対してもIFRSを使用することができます。また、中小企業向け国際財務報告基準（SME基準）もありますが、これは上場企業に対して適用することができないと明確に定められています。

岸上 SME基準の採用は、また別の話なのではないでしょうか。



日本公認会計士協会常務理事

岸上恵子氏

Mackintosh そうですが、以前同様の問題意識に基づく質問が提起されました。一部の国の関係者から、上場している小規模企業の開示は簡素なものであるべきであり、SME基

準を適用できるようにすべきではないかとの提案がなされました。

また、銀行や保険会社に対しては、非上場企業であってもIFRSが強制されている国もあり、協同組合など、非常に小規模な銀行ではIFRSの適用が難しいという意見もあるようです。IASBが基準設定を行う際に、一般的に規模の大きい、国際的な上場企業を念頭に置いて基準を策定していますが、どの企業に適用するかは各国が定めることです。

岸上 各国が範囲を決めることができるということですね。

Mackintosh そうです。各国はIFRSをどのように適用するか決めることができます。ただし、上場企業にSME基準を適用することはできません。上場している小規模企業にSME基準の適用を認めてほしいという意見もあれば、IFRSとSME基準の間の基準を作成してほしいとの意見もあります。ただし、そのような基準を作成する可能性は非常に低いと思います。例えば、複雑な金融商品を保有していたとして、IFRS第9号以外に何を適用すればよいのでしょうか。取得原価での計上を認めればよいのでしょうか。IFRS第9号以外であれば、その方法しかないと思うのですが、それを認めてしまったら、財務諸表は意味を失ってしまうこととなります。連結グループ内の単体企業にもIFRSは適用できませんが、各国の基準を適用したいのであれば、IASBはそれに介入することはありません。それぞれの国が決めることです。

布施 IFRSの適用対象がそれぞれの国・地域によって異なりますが、多くの国・地域ではすべての上場会社にIFRSの適用が求められて

います。

Mackintosh そうですね、私の知る限り、少なくとも上場企業の連結財務諸表には適用が要求されています。

倉持 以前、証券監督者国際機構（IOSCO）の仕事をする中で、上場している以上は企業は高い社会的責任を負い、公益にかなうよう、IFRSのような充実した開示を求めるとというのが規制当局の考え方かと個人的に感じました。

布施 そうですね。とはいうものの、大規模であり、事業構造が複雑な企業の場合、事業の複雑さについて多くの事項を開示する必要があるので、最終的に財務諸表の量は多くなると思います。一方で、上場している小規模企業が完全版IFRSを適用したとしても、ビジネス・モデルがシンプルであれば、——これは重要性の問題になるとは思いますが——結果として財務諸表の開示量は少なくなると思います。すべての上場企業がIFRSの適用を要求されたとしても、IFRS適用の結果は、大規模企業や複雑な事業の場合は開示量が多く、小規模企業やシンプルな事業の場合の開示量は少なくなる。IFRSはこのような柔軟性を認めていると思うのですが、いかがでしょうか。

Mackintosh まったく同意見です。私は、上場している小規模企業にSME基準の適用を求める関係者に、まさにそのことを主張しました。いずれにせよ、今の意見に全面的に同意します。事業が小規模で単純な場合、財務報告書も量が少なく、シンプルなものになると思います。

岸上 開示量も少なくなりますね。

Mackintosh そのとおりです。

Robinson これも本プロジェクトの目的の1つです。シンプルな小規模企業がIFRSを適用し、開示の要求事項を解釈するにあたり、どの要求事項を適用し、どの要求事項を適用しないかを判断することができます。私たちは、その判断を行えるようにするための指針を与えなければなりません。作成者が基準の文言に照らして重要性の判断を行うことができるよう、開示の要求事項を記述することができると思います。そういった点では、現行基準の文言は必ずしも十分な助けとなっていないケースもあるかもしれません。

3. 財務諸表の表示 (FSP) プロジェクト

倉持 次の質問は、以前、検討が行われていた財務諸表の表示に関するプロジェクトについてです。概念フレームワークや開示に関する取組みが終了した時点で今後の取組みが判断されることになるのかもしれませんが、現在、特定の方向性は決まっていらないと思うのですが……ⁱⁱⁱ。

Mackintosh まずは概念フレームワークと開示に関する取組みを終わらせる必要があります。開示に関する取組みの中で、財務諸表の表示について議論が行われるかもしれませんが。

Robinson 財務諸表の表示に関するプロジェクトでは多くの作業が行われていました。集約と分解、一体性 (cohesiveness)、活動ごとのグループ化^{iv}といった原則は、基本財務諸表の本体で考慮するだけでなく、注記にも適用される概念であると考えています。これはすべて、財務諸表全体でどのような表示を行うかという問題の一部であることから、そ

うした原則を基に開示に関する取組みで検討を行うこととなります。しかし、その次のステップである、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の詳細を定める財務諸表の表示に関するプロジェクトについての計画はありません。しかし、IASBはこれについて真剣に検討を行う必要があると思います。

なお、開示に関する取組みでは、キャッシュ・フロー計算書について検討を行う予定です。英国の財務報告協議会 (FRC) が、キャッシュ・フロー報告全般に関する見解や、キャッシュ・フロー報告においてどのような情報が有用かをまとめ、IASBに報告することになっています。こうした、より全般的な原則を、開示に関する取組みにどの程度織り込めるか検討する予定です。

岸上 日本では、直接法はあまり歓迎されていません。

Mackintosh 歓迎していない国は多いと思います (笑)。直接法は、理論上、概念上は正しいのですが、適用が容易ではありません。そもそも、そのために代わりの方法が示されたのだと思います。ただ、基本的な調査は興味深いと思います。キャッシュ・フロー計算書の目的は何か、誰が使用するのか、人々にとってどのような情報が有用なのかといったことを真剣に考える必要があると思います。

倉持 キャッシュ・フロー計算書に対する意見については、地域による違いもあると思います。米国の投資家、特にCFA協会は直接法を求めていましたね。一方、欧州の投資家は間接法の方を望んでいるようでしたが。

Mackintosh 私個人も間接法が

よいと思いますが、これについては国ごとに見解が異なっています。米国と欧州の対立の構図だけではないことに注意しなければなりません。米国以外で直接法を支持している国はほとんどないということはいえると思います。

Robinson 財務諸表の表示に関するスタッフ・ドラフト^vに対しては、多くのフィードバックが寄せられましたので、それを検討する必要があります。原則については幅広い支持があったと思いますが、キャッシュ・フロー計算書の直接法を支持する声は多くなかったと思います。

Mackintosh 私も反対でした。

Robinson ただ、フィードバックを踏まえた検討が必要です。

V 純損益とその他の包括利益

倉持 次の質問は、日本の関係者の関心が高い、純損益とその他の包括利益 (OCI) についてです。日本では、この点に関するIASBの考え方に対する関心が高いです。これは、今でもIASBが純損益を軽視しているのではないかと懸念が日本の関係者の間であるからだと思います。

Mackintosh 日本の関係者の気持ちは理解できます。というのも、IASBの見解はこの10年で変わってきました。当初は包括利益は重要であるとしていましたが、2014年6月に下された暫定決定^{vi}は、大きな転換を明確に示していると思います。

まず、純損益は小計として表示します。これは従来の考え方です。次に、純損益は企業の業績に関する主要な情報源である、唯一ではありませんが、主要な情報源であると明記

します。IASBがディスカッション・ペーパー以外でこのように述べたことはこれまでになかったと思います。

最初の前提として、OCIに含めることが企業の業績に関する主要な情報源としての純損益の目的適合性を高める場合を除き、すべての収益及び費用は純損益に計上すべきであると要求します。これは、反証可能な推定として定められます。

そして、もう1つの反証可能な推定が設けられます。それは、リサイクリングを行わない理由がない限り、すべてリサイクリングを行うというものです。これも反証可能ですが、そのためにはリサイクリングを行わない正当な理由がなければなりません。

このように、概念レベルでは、純損益が主要な情報源であるとされます。OCIに計上する正当な理由がない限り、すべて純損益に計上しなければなりません。これらを合わせると、純損益の役割に関してとても強いメッセージになっていると思いますし、このように確固たる見解に至ったのは初めてのことだと思います。そして、この考え方は多くの理事が支持しました。私個人は反証可能な推定に反対していますが、これは「反証可能」という点が適切ではないと考えているからであり、考え方そのものには賛成しています。おそらく、今後、IASBは全会一致でこれらの提案に賛成すると思います。

岸上 興味深いですね。ところで、現在の概念フレームワーク・プロジェクトを完了した後に、企業の業績について引き続き調査や検討を行う予定はありますか。

Mackintosh そうですね。いろいろ審議すべきことがありますので。

まず、概念フレームワークの公開草案を公表し、これらの幅広い原則について、人々の意見を聞かなければなりません。そして2015年末にかけて、最終的な概念フレームワークの内容を決定しなければなりません。問題になるのは、財務諸表の表示に関する基準を策定するかどうかです。これはIASBの間でも意見が分かるところだと思います。策定すべきだと強く主張している人もいれば、強く反対している人もいますが、概念フレームワーク及び開示に関する取組みの完了がみえてきた時点でこれを議論し、方向性が決定されると思います。

Robinson 開示に関する取組みによって、先ほどお話した、本体と注記に開示する項目を決定する際に適用できる原則を策定できればと思います。これは、IASBがさらなる取組みを行うと決定した場合の枠組みになるものと考えています。最終的には損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の問題になりますので、ここではあえて業績報告といいますが、最終的にIASBは、それをその先どのように進めていくかを考えることになると思います。先ほどMackintoshさんがおっしゃったように、さまざまな見解があるようですが……。

VI おわりに

倉持 最後に日本の関係者の皆さんへメッセージをお願いできますか。

Mackintosh IFRSを適用していただければと思います。(一同笑)
日本の関係者の方々は、大変思慮深く、徹底していて、とても有益なサ


ポートをいただいています。開示に関する取組みは非常に重要ですし、IASBがどのような理由でプロジェクトに取り組み、どのような検討を進めているのかをこのような記事の形で広くご理解いただけることはありがたいことだと思います。IASBは開示をよりよいものにするために、この検討を進めていきます。本日はどうもありがとうございました。

〈注〉

- i IASB, "Discussion Forum-Financial Reporting Disclosure: Feedback Statement", May 2013. (IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2013/Feedback-Statement-Discussion-Forum-Financial-Reporting-Disclosure-May-2013.pdf>参照)
- ii Hans Hoogervorst, Chairman of the IASB, at the IFRS Foundation conference, Amsterdam: 'Breaking the boilerplate', June 2013. (IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Documents/2013/HH-Amsterdam-June-2013.pdf>参照)
- iii Financial Accounting Standards Board (FASB), Discussion Paper, "Disclosure Framework", July 2012. (FASBウェブサイト<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobwhere=1175824166287&blobheader=application%2Fpdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs>参照)
- iv European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), Discussion paper "Towards a Disclosure Framework for the Notes", July

2012. (EFRAGウェブサイトhttp://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE%20Disclosure%20Framework/121015_Disclosure_Framework_-_FINAL1.pdf参照)
- v The Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS) and the New Zealand Institute of Chartered Accountants, “Losing the excess baggage”, July 2011. (ICASウェブサイト<http://icas.org.uk/excessbaggage/>参照)
- vi IASB, Exposure Draft “Disclosure Initiative: Proposed amendments to IAS 1”, March 2014. (IFRS財団及びIASBウェブサイトの原文<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Amendments-to-IAS-1/ED-March-2014/Documents/ED-Disclosure-Initiative-Amendments-IAS-1-March-2014.pdf> 及び和訳 http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Amendments-to-IAS-1/ED-March-2014/Documents/ED2014-1_JP.pdf参照)
- 詳細は、川西安喜「国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案『開示に関する取組み：IAS第1号の改訂案』(『会計・監査ジャーナル』No.707、2014年6月)を参照。
- vii 公開草案IAS第1号修正案第31項では、「企業は、あるIFRSで扱われている事項に関する情報を、財務諸表利用者のニーズを満たすために表示又は開示する必要があるか否かについて、当該情報が当該IFRSの具体的な開示の要求事項に含まれていない場合であっても考慮しなければならない」とされている。
- viii 公開草案IAS第1号修正案第113A項では、「注記の体系的な順序を決定する際に、企業は、財政状態又は財務業績の理解に最も関連性が高いと考える開示を目立たせる方法又はいくつかの注記の間の関係を理解可能にする方法で注記を配列する場合がある」とされている。
- ix 本インタビューでの発言にあるとおり、non-GAAP測定値の考え方はさまざまであるとされており、参考のため、カナダのオンタリオ証券委員会 (OSC) とオーストラリア証券投資委員会 (ASIC) の見解を以下で紹介する。
- OSCは、①non-GAAP財務測定値は財務諸表で表示されない一方、追加的なGAAP測定値は財務諸表に表示される、②EBITDAは一般的には、財務諸表外で表示されるnon-GAAP財務測定値であるが、場合によっては、発行者がEBITDAを包括利益計算書の小計、すなわちGAAP測定値として表示することができる、③EBIT又はEBITDAの小計としての表示は、利息・税金・減価償却費・償却費の金額を、包括利益計算書で明確に識別し、当該小計の下に表示する場合にのみ適切となるとしている (Canadian OSC, CSA Staff Notice 52-306 (Revised)- Non-GAAP Financial Measures and Additional GAAP Measures, February 2012. OSCウェブサイトhttp://www.osc.gov.on.ca/en/SecuritiesLaw_csa_20120217_52-306_non-gaap.htm参照)。
- 一方、ASICは、①non-IFRS利益情報は、IFRSに準拠せずに算定される、又は、IFRSに準拠して算定されるが、ある方法で調整されるものである、②non-IFRS利益情報を包括利益計算書で小計の情報として表示すること等は企業の財務業績の理解に適切ではなく、小計の情報とはならないかもしれないとしている (Australian Securities & Investments Commission (ASIC), Regulatory Guide 230, “Disclosing non-IFRS financial information” December 2011. ASICウェブサイト[https://www.asic.gov.au/asic/pdfflib.nsf/LookupByName/rg230-published-9-december-2011.pdf/\\$file/rg230-published-9-december-2011.pdf](https://www.asic.gov.au/asic/pdfflib.nsf/LookupByName/rg230-published-9-december-2011.pdf/$file/rg230-published-9-december-2011.pdf)参照)。
- x IASB, IAS1 “Presentation of Financial Statements”, par.87. June 2011.
- xi 公開草案IAS第1号修正案85A項によると、小計を表示する場合、当該小計はIFRSに従って認識及び測定が行われている項目で構成されていなければならないとされている。
- xii 公開草案IAS第1号修正案85項では、「企業は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目、見出し及び小計を、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に表示しなければならない」とされている。
- xiii 公開草案IAS第1号修正案85A項参照。
- xiv 例えば、欧州証券市場監督機構 (ESMA)は、代替的業績指標 (APM) を提案しており、APMには、①財務報告フレームワークで具体的に定義されていない財務業績値 (EBIT、EBITDA、フリー・キャッシュ・フロー、純借入等)、②企業の事業活動の物的業績を説明す

- るために設定された測定値（毎平方メートル当たりの売上等）、③他の開示要求事項を満たすために開示される測定値（プロフォーマの財務情報、利益予測等）が含まれるとされている（European Securities and Markets Authority (ESMA), Consultation Paper, “ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures”, February 2014. ESMA ウェブサイト http://www.esma.europa.eu/system/files/esma-2014-175_cp_on_the_draft_guidelines_on_apms.pdf参照）。
- xv IASB, Discussion Paper, “Management Commentary”, October 2005. (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Management-Commentary/DP05/Documents/DPManagementCommentary.pdf>参照)
- xvi IASB, IFRS15 “Revenue from Contracts with Customers”, par. 114. May 2014.
- xvii IASB, IFRS Practice Statement “Management Commentary”, December 2010.
- xviii 2014年7月IASB会議で、業績報告に関する調査研究プログラムをプロジェクトに追加することが暫定決定されている（IASB, IASB Update, July 2014. IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://media.ifrs.org/2014/IASB/July/IASB-Update-July-2014.pdf>参照）。
- xix 最近の議論として、例えば、2012年3月のIFRS解釈指針委員会では、キャッシュ・フローの分類方法として、①IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」第11項に基づく活動の性質に従う方法、②財政状態計算書上の関連項目又は基礎項目の分類と整合する方法（一体性原則）が検討され、IAS第7号における主要な原則は①であるとされている（IFRIC Update, March 2012. IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Updates/IFRIC-Updates/Documents/IFRICUpdateMar12VB.pdf>参照）。
- xx IASB, “Staff Draft of an Exposure Draft: Financial Statement Presentation, [Draft] International Financial Reporting Standards X”, July 2010. (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Statement-Presentation/Phase-B/Documents/FSPStandard.pdf>、和訳はASBJウェブサイト https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/comments20100701.jsp参照)
- 概要は、又邊 崇「IASBの公開草案『財務諸表の表示』スタッフ・ドラフトの概要」（『会計・監査ジャーナル』No.662、2010年9月）を参照。
- xxi IASB, IASB Update, June 2014. (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://media.ifrs.org/2014/IASB/June/IASB-Update-June-2014.pdf>参照)

教材コード	J 0 2 0 7 0 1
 研修コード	2 1 0 3
履修単位	1単位